

【発表論文】

18・19 世紀における女性天皇・女系天皇論

大川 真 (中央大学)

はじめに

2004 年 12 月に当時の小泉純一郎総理大臣が設置した私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」は、翌年 11 月に「皇位の安定的な継承を継続するためには、女性天皇・女系¹継承への途を開くことが不可欠」という結論を答申した。それ以降、女性天皇・女系天皇に対しては常に喧しい議論が行われてきた。2019 年 5 月には現天皇の退位と新天皇（現皇太子）の即位が行われ、次期の皇位継承に国民からの多大な関心が寄せられている。しかし皇位継承に関する基礎的な知見が不足しているために、国民の大半の意識は、旧・現の皇室典範の規定が前代までの歴史的・文化的な蓄積を直線的に反映して決定されたと考えがちである。なかんずく、皇位継承が男系の皇族男子に限られ、女系を認めないとする考え方が前近代から連続していると主張する論説は、相当数見受けられる。この男系男子主義（the Agnatic Primogeniture System）こそ日本の皇位継承の伝統だとする意見は、ゴシップを掲載する週刊誌や極右的な雑誌などにみられるのみならず、権威的な学者のなかからも早くから表明されてきた。荒木敏夫は、女系女性天皇否定論者には、男系男子主義が日本の「伝統」であり「常識」だとする考え方が共通していると指摘している。荒木が述べている通り、この「常識」に落とし穴はないか、疑ってみる必要がある²。本研究は、皇位継承をめぐる議論が非学問的な自己意見の披瀝に陥っている状況を打破するためにも、女性天皇・女系天皇論が旧・皇室典範（1889 年制定）の成立前後で、どのように連続・変化していくのか、その詳細を解明していくことを目的とする。

1 男尊女卑という「伝統」

ところで上記の問題を考察する上でまず押さえておかななくてはならないのは、旧・皇室典範（1889 年・明治 22 年成立）第一条における男系男子継承主義の成立に大きな役割を果たした井上毅の具申（「謹具意見」）、その形成に大きな影響を与えた 嚶鳴社内の論争である³。嚶鳴社とは、元老院大書記官の沼間 守一が 1878 年（明治 11 年）に設立し、新聞記者、弁護士、開明派官吏などをメンバーとした代表的な民権結社である。討論・演説会の開催、『東京横浜毎日新聞』・『嚶鳴雑誌』の発行、地方遊説などを主な活動内容とし、自由民権運動に大きな影響を与えた私擬憲法草案を作成し 1882 年（明治 15 年）の立憲改進黨結成に尽力した。「女帝を立つるの可否」と題された嚶鳴社内での論争は 1882 年 1 月 14 日に行われ、3 月 14 日から 4 月 4 日まで東京横浜毎日新聞に計 9 回掲載された。なぜこの次期に女性天皇の是非が問題になったのかと言えば、この論争が起こる前年の 1881 年（明治 14）10 月 12 日に国会開設の詔が出されたことが大きい。この勅諭では憲法制定も行われることが表明され、皇位継承をどのように規定していくのかが一部の知識人たちの関心事になったのであ

¹ 女系天皇は、皇女から生まれた皇孫が即位して天皇となることを指し、その性別は男性、女性のどちらもあり得る。女系と女性とは別の概念であることに注意されたい。

² 荒木敏夫『可能性としての女帝—女帝と王権・国家』（青木書店、1999 年）p.17。

³ なおこの論争については、多くの研究があるが、ここでは小嶋和司、小林宏、所功らの諸氏の研究をその代表として挙げたい。小嶋和司「女帝論議」（『小嶋和司憲法論集 2』所収、木鐸社、1988 年）。小林宏「井上毅の女帝廃止論—皇室典範第一条の成立に関して—」（梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』所収、木鐸社、1992 年）。所功『近現代の「女性天皇」論』（展転社、2001 年）。

る。また

「女帝を立つるの可否」論争では発議者島田三郎⁴が、自身が男系男子継承主義を主張し、女性天皇を認める以下の二つの立場を退けることを冒頭に述べる。なお以下の島田らの意見は大川が現代日本語に直している。

一つ目の容認論者は、我が国は古来より女性天皇が即位してきた「慣習」があり、今になって男系男子に限るとするのはこの慣習を破ると主張するもので、これは「国書に通ずる者」に多い。また第二は、現在は社会が進歩し、男女の権利が漸く同権となってきた。かつて王位や皇位を男系男子に限った他国も、憲法制定により男女が同じく継承できるようになってきている。にもかかわらず我が国だけ男系男子に限るというのは19世紀の世界の潮流に逆行するものであり、まして我が国は古来より女性天皇が即位してきた「国風」もある。こうした主張は「洋書を解するの人」に多い⁵。

注目すべきは二点ある。一つは、西洋的な人権を理解した「洋書を解するの人」、すなわち洋学者のみならず、こうした西洋的な男女同権論とは無縁である「国書に通ずる者」、すなわち国学者たちも、女性天皇を容認したことである。もう一つは、女性天皇容認論では、洋学や国学の立場を越えて、過去に女性天皇が即位してきた⁶事実を「慣習」「国風」と考えていたことである。現在の日本が皇

⁴ 1852年～1923年。横浜毎日新聞主筆。のち官界に入ったが下野して1882年(明治15年)立憲改進黨の創立に参加。以後、衆議院議員。1886年には受洗しキリスト教人道主義の立場から廃娼運動や足尾銅山鉍毒問題に取り組む。雄弁家として知られ、シーメンス事件弾劾演説は有名。

⁵ 「第一の反対は、我国古来女帝を立るの慣習あり、今に及んで男統に限るとするは是慣習を破壊するなりと。是論者は古来の慣習を尊重するの人にして、国書に通ずる者に多かるべし。又第二の反対者は将さに言んとす、現時社会の風氣大に開け、又昔時唯武是れ尚ぶの氣運にあらざるを以て、随て体力に長ぜる男子の専權を悪むの論其勢力を逞くし、男女の権利漸やく将さに平を得んとす。古へ男統に限れるの国と雖、今は男女同じく皇位を継襲するに至れり。各国の憲法を通觀するに、大抵然らざるはなきなり。是れ幽谷を出て喬木に遷れる者と云ふべきのみ。然るに我国独り之に反して憲法上皇女即位の例を立ざらんとするは十九世紀の氣運に反する者なり。況んや古来女帝立位の国風あるに於ておや。今に及で之を断んとするは、之を文明の却歩と云ざる可らずと。是類の論や、必ず洋書を解するの人に多かるべし。」(「女帝を立るの可否」『東京横浜毎日新聞』1882年(明治15)3月14日。『日本近代思想大系 天皇と家族』(岩波書店、1988年)、pp.276-277。)

⁶ 日本では8人10代の女性天皇が即位している。

- ①第33代 推古天皇(在位592年～628年)
- ②第35代 皇極天皇(在位642年～645年)
- ③第37代 齐明天皇(在位655年～661年) ※皇極天皇が重祚
- ④第41代 持統天皇(在位690年～697年)
- ⑤第43代 元明天皇(在位707年～715年)
- ⑥第44代 元正天皇(在位715年～724年)
- ⑦第46代 孝謙天皇(在位749年～758年)
- ⑧第48代 称徳天皇(在位764年～770年) ※孝謙上皇が重祚
- ⑨第109代 明正天皇(在位1629年～1643年)
- ⑩第117代 後桜町天皇(在位1762年～1770年)

なお、中国では、武則天(690年～705年)。朝鮮半島では新羅で、善徳王(在位632年～647年)、真徳王(在位647年～654年)、真聖王(在位887年～897年)の女性皇帝、女王が即位している。

室典範に定められている男系男子継承主義のみが日本の伝統であると考えたのとは大きな隔たりがあることに注意したい。明治初期の論壇で女性天皇容認論が一定の支持を得ていたのは、当時の皇室事情を考えればよく分かる。明治天皇は5人の側室との間に、5人の皇子と10人の皇女をもうけたが、このうち無事に成人できたのは皇子1人で、皇女4人である。1879年（明治12年）に生まれた明宮嘉仁（はるのみやよしひと）親王は後の大正天皇となるが、親王が誕生時には他の皇子・皇女は死産、夭折していて兄弟・姉妹はおらず、また親王も病弱で、皇統が持続できるか非常に危惧された。こうした状況もあって、女性・女系天皇の容認論は一定の支持を得ていたと考えられる。

さて嚶鳴社内の論争「女帝を立つるの可否」では、島田による上記の発議のもとで、計16名（うち意見が記録されているものは8名）の間で賛否の議論が繰り広げられたが、論点の中心は、皇婿の問題、もう一つは男尊女卑の習慣との整合性であった。皇婿をめぐる議論では、サリカ法⁷を採るイギリスでさえも皇婿を入れて王家を維持してきたことから可とする肥塚竜⁸の意見、一方、皇婿による政治支配を恐れ不可とする草間時福⁹らの意見、また即位した歴代の女性天皇において皇婿をむかえた例は無く、歴代女性天皇はすべて摂位であったとする島田三郎の意見等が激しくぶつかり合った。本発表で注目したいのは、後者の論点、すなわち男尊女卑の慣習との整合性である。男系男子継承主義者の島田は、以下のように述べている。

あるいはこういう意見があろう。「道理から考えて、男女にはもともと尊卑はない。皇妃は臣下から選ばれ天皇に配されるのであるから、皇婿も臣下から選ばれるのは何も不都合なことはない。」と。しかし私はこの意見には同意できない。どうしてか。政治は「時勢人情」（時代の趨勢や民衆の実情）を基本としなければならない。我が国の現状では、男を尊とし女の上に位置づける。いま仮に皇婿を立てて、憲法上、女帝をもっとも尊い位にした場合、国全体の実情は、制度によって一朝に変わることはできないために、女性天皇の上位にさらに尊位を占める人（大川注、皇婿を指す）がいるとの想念を抱くのは、日本の国民にとって免れ得ないところであろう。したがって結果的に天皇の尊厳を損傷することになってしまうのである¹⁰。

島田の議論で注目されるのは、日本人に染みついた男尊女卑という慣習を、男女同権の「道理」（人権）や法律制度より根本的なものとして優先していることである。「女帝を立るの可否」論争を精緻に読み解くと、女性天皇、女系天皇の即位をめぐる制度上の議論というより、根本的には、この男尊女卑という慣習をどう捉えるのかということが力点であったことが分かる。さらに言えば、慣習・人権・法律の関係を論者がどのように考えるかが焦点となったのであった。

⁷ Lex Salica。本来はフランク王国の法典を指すが、当時の日本では女王および女系の王の即位を禁じたフランク王国の王位継承法を特に指す。

⁸ 1848年～1920年。中村正直の小石川同人社に入り自由思想を学ぶ。嚶鳴社社員を経て、1915年に立憲改進黨成立とともに入党して以降は、同党系の政治家として活躍した。94年衆議院議員となり、松方・大隈内閣期に農商務省鉱山局長、大隈・板垣内閣期に東京府知事を務めた。実業界においては秀英社監査役、愛国生命保険会社重役、日本キネトホン社長を務めた。

⁹ 1853年～1932年。安井息軒・中村敬宇に学ぶ。75年に愛媛県松山英学校（松山中学校の前身）校長となり、西洋式教育法の実践を行い、また『愛媛新聞』で民権思想を広め、愛媛県における自由主義教育の普及・向上と民権運動の発展に大きな功績を残した。嚶鳴社の活動を終えてからは、官吏に転じ、大阪郵便電信局長、航路標識管理所長、逓信省航路標識管理所長などを歴任する。

¹⁰ 「或は云ん、理に因て推すに、男女固と尊卑の別なし、皇妃は人臣にして至尊に配す、皇婿人臣より出る、固より不可なることなしと。余は此説に同意する能はざるなり。何ぞや、政治は時勢人情を以て之が基本とせざる可らず。我国の現状、男を以て尊しとなし、之を女子の上に位せり。今皇婿を立て、憲法上女帝を第一尊位に置くも、通国の人情は制度を以て之を一朝に變ずる能はざる者なるが故に、女帝の上に一の尊位を占める人あるが如き想を為すは、日本国人の得て免るゝ能はざる所なるべし。豈皇帝の尊嚴を損ずることなきを得んや。」（「女帝を立るの可否」『東京横浜毎日新聞』1882年（明治15）3月14日。『日本近代思想大系 天皇と家族』（岩波書店、1988年）、p.279。）

島田に正面から激しい批判を加えたのが、肥塚竜であった。

また論者は、「男子を尊ぶのは日本では祖先から行われている慣習であって、慣習であればこそ廃止できない」と言う。これは保存すべき慣習と廃止すべき習慣を区別していない論である。考えてみ給え。慣習の力がもっとも強い国はイギリスである。しかしそのイギリスでさえも善悪利害を考へることなく、慣習であればことごとく残せとは言わない。ある学者の言に「慣習はなるべく残した方がよい。ただし良くない慣習は廃止しないとイケない。」とある。このように考へる理由は、慣習を重んずるかどうかの基準は、それが新しいか古いかではなく、そのことが人々にどのような利害をもたらすかである。ただ古いものを尊ぶのは骨董家である。論者よ、骨董家となる勿かれ¹¹。

男尊女卑は日本の慣習となっているので重視すべきだという島田の議論に対して、肥塚は慣習は大事であるが、それを残すべきかどうかを考へなければならず、男尊女卑を墨守することの不当性を訴える。慣習を重んじながら意識的な取捨を怠らないという、イギリスの保守思想家エドモンド・バークを彷彿させる口ぶりを肥塚は見せる。女帝容認論者である肥塚と否定論者である島田の決別点は、まさに、男尊女卑という慣習に対する向き合い方であった。しかしながら上記の文章でも見られるとおり、肥塚は慣習そのものを廃止し、人権や法律を一方向的に重視する知識人ではなかった。

法律はいつでも平らかな土地に立てられるようなものではない。試しに見よ。アメリカ合衆国は法律制度を立てる際に、慣習に妨げられるのがもっとも少ない国である。しかしそんな米国でも法律を立てる時に慣習が障害となったことがあった。わが日本や英国は、もっとも習慣に苦しめられる国である。立法者は法律を立てる際には、慣習の実態を観察し、その国の風土や実情に応じて法律を立てなくてはならない。私たちが「日本に女帝を立てる制度を廃止してはならない」と言ったのは、男女同権を立てようというわけではない。日本は男性を尊ぶ慣習があるために、継承の順位で男女をどちらを先にするかと言えば、私は、男性を優先して女性を後にする。しかし女性は三人いようが五人いようが、決して皇位を与えるべきではないという意見に対しては、断固として拒絶する。日本では男尊の慣習があると同時に、女帝を立てる慣習があるからである¹²。

¹¹ 「又論者は、男子を尊ぶは日本先祖以来の旧慣也、旧慣なれば廃す可からずと云ふ。是れ亦存す可き旧慣と、廃すべき旧慣との別を為さざる論者なり。論者よ、旧慣力の強きは、英国を以て最となす。而して英国は善悪利害の撰びなく、旧慣なれば悉く之を保存すべしと云はず。学士の言に曰く、旧慣は成る可く保存すべし、併し不正の旧慣は之を廃せざる可からずと。是れ其所以は、旧慣を重ずる目安は新古に依て立つにあらず、利害に依つて立つ者なればなり。旧きを尚ぶは骨董家能く之を言ふ。論者幸に骨董論者と化する勿れ。」（「女帝を立てるの可否」『東京横浜毎日新聞』1882年（明治15）3月23日。『日本近代思想大系 天皇と家族』（岩波書店、1988年）、p.287。）

¹² 「法律豈に常に地平の上に立つるを得る者ならんや。試に見よ、米合衆国は法律制度を立つるに旧慣旧習の爲めに妨げらるゝ、最も少きものなり。然るも尚ほ米国祖先が法律を立つる時、多少旧慣旧習の凹凸に妨げられし事あり。我日本の如き、英国の如き、最も旧慣の凹凸に苦しめらるゝ者なり。世の立法者たる者は法律を立つるの際、能く習慣の如何を顧み、其国の風土人情に応じて法律を立てざるべからず。我々が日本に女帝を立てるの制を廃すべからずと云ふは、男女の間に同等の権を立んと云ふにあらず、則ち日本は男子を尊ぶの風習あるが故に、継統の順序男女孰れを先にすと云はゞ、我は男を先きにして女を後にすべしと云はん。然れども女子は三人あれ五人あれ、決して九五の位を与ふべからずと云ふに至つては、断然之を拒まざるべからず。他なし、日本には男子を尊ぶの風習あると同時に、女帝を立てるの風習もあればなり。」（「女帝を立てるの可否」『東京横浜毎日新聞』1882年（明治15）3月29日。『日本近代思想大系 天皇と家族』（岩波書店、1988年）、p.294。）

democracy の訳語に「民主主義」を最初にあて¹³、骨太の自由主義者として知られた肥塚であるが、立法が国民の慣習と無縁ではなく、継承順位では男尊女卑が影響するのもやむを得ないと考えた。また女帝容認論も、男女同権の人権感覚ではなく、日本では、古来より少数ではあるが、女性天皇が即位した慣習を根拠としていると述べる。女帝の可否をめぐる島田、肥塚の両者の論争は、前近代的一近代、守旧一革新、といった対立では全くない。両者ともに、男女同権が世界的な潮流になっていることを理解する一方、男尊女卑が日本の慣習となってきたことを重視する。そして道理より慣習を優先させる点でも一致する。両者の違いは、神武天皇から明治天皇までの 122 代の天皇のうち、10 代の女性天皇が即位した事実に対する解釈に由る。10/122 はあくまで例外であり、次の男性天皇が即位するまでの「摂位」すなわち中継ぎと考えるか、それとも、文化的に近い中国や朝鮮半島の王朝と比べても多い 10/122 は「慣習」と見なすか。言い換えれば、男尊女卑という「伝統」のなかで、女帝即位をも「伝統」として見なすべきかどうかということが論争の中核に存していた。

2 国学者からの意見

1 章で述べたように 1889 年に制定された旧皇室典範第一条における男系男子継承主義には、井上毅の具申、さらにこの具申に理論的根拠を与えた嚶鳴社・島田らの主張が、その成立に大きな影響を与えたのであった。しかし旧皇室典範成立までは様々な可能性が輻輳していた。旧皇室典範は、まず 1876 (明治 9) 年の第 1 次案、1878 (明治 11) 年の第 2 次案、そして 1885-6 (明治 18-9) 年の第三次案が存在していた。その第三次案では、以下のように皇位継承が定められていた (関連条文のみ)。

第一条 今上天皇の子孫を帝位継承の正統とす。

第二条 帝位を継承する者は、嫡長を以て正とす。もし太子在らざるときは、太子男統の裔嗣ぐ。太子男統の裔在らざるときは、太子の弟もしくはその男統の裔嗣ぐ。嫡出男統の裔渾て在らざるときは、庶出の子及びその男統の裔、親疎の序に由り入りて嗣ぐ。

第三条 上の定むる所に依り而して猶未だ帝位を継承する者を得ざるときは、皇族親疎の序に由り入りて大位を嗣ぐ。もし止むことを得ざるときは、女統入りて嗣ぐことを得。

男系男子継承主義に基づく規定であることは疑うべくもないが、注目すべきは、男系の継承候補者が存在しない場合には、女系での皇位継承を認めていることである。また伊藤博文の主導で 1884 (明治 17) 年に設置された制度取調局が提出した草案「皇室制規」では、やはり男系男子継承主義を基調としながらも、以下のように第一条で女系天皇を認め、さらに第六条では女性天皇の即位も盛り込んでいた (関連条文のみ)。

第一 皇位は男系を以て継承するものとす。若し皇族中、男系絶ゆるときは、皇族中、女系を以て継承す。男女系、各々嫡を先にし庶を後にし、嫡庶各々長幼の序に従ふべし。

第三 皇位を継承すべき皇子若し薨去のときは皇孫に伝ふべし。

¹³民主主義という訳語の定着、またそもそも民主主義という訳語が適切であるかについて 野口忠彦の一連の研究が有益である。同「「民主主義」は適訳か—「デモクラシー」訳語考序説」(1)~(4) (拓殖大学政治経済研究所編『政治・経済・法律研究』12(1)(2)、13(1)(2)。2009~2011 年)。同「訳語「民主主義」使用の一般化」(『政治・経済・法律研究』16(1)、2013 年)。

第四 皇位を継承すべき皇子孫なきときは、皇兄弟及び其子孫に伝ふべし。

第五 皇兄弟及び其子孫なきときは皇伯叔父及其子孫に伝え、皇伯叔父及其子孫なきときは皇太伯叔父以上及素子孫に伝ふべし。

第六 皇族中男系尽く絶ゆるときは皇女に伝へ、皇女なきときは他の皇族中に伝ふること第三第四第五條の例に拠るべし。

第七 皇女若くは皇統の女系にして皇位継承のときは、其の皇子に伝へ、若し皇子なきときは、其の皇女に伝ふ。皇女なきときは、皇族中、他の女系に伝ふること第三第四第五條の例に拠るべし。

第十三 女帝の夫は、皇胤にして臣籍に入りたる者の内、皇統に近き者を迎ふべし。

以上をふまえると、旧皇室典範成立に至る政府側の草稿では、男系男子継承主義を基本としながら女系天皇や女性天皇の即位を認める見解が存在していたといえよう。そしてこの時期の草案作成で重要な役割を担っていたのが国憲編纂掛である。なかでも国学グループの働きは大きく、この中心にいたのが横山由清（1826～79）であった。横山由清については藤田大誠の労作¹⁴があり、以下の記述も藤田の研究に多くを依拠することを断っておきたい。藤田の研究を参照しつつ、若干の私見を加えるつもりである。

横山由清は、和学を本間游清・伊能^{ひでのり}穎則、和歌を女流歌人で義母の横山桂子および井上文雄に学んだ。和学講義所教授となったが、維新後に明治新政府に召されて、昌平学校史料編修、大学中助教となり、さらに制度局御用掛語箋編輯として法律制度の整備につとめた。このうち法律編纂に関わる経歴を藤田の研究により詳しく述べると、横山は、元老院が設置されて翌月の1875（明治8）年5月24日は同院の「編集掛」、6月17日には「旧典類纂掛兼務」、また7月24日には「編修課課長」となっている。なお「調査課」には、「内国部」からスタートし国学者を中心として日本の古典考証にあたった「編集掛」と、「外国部」からスタートして都市民権派を中心に欧米各国憲法の翻訳作業にあたった「調査掛」・「翻訳掛」の二系統があった。なお後者には後に嚶鳴社に関わる者が多く、島田三郎も翻訳掛の大書記生であった。一方は前近代までの日本の伝統的学問である国学、もう一方は近代的な西洋学問にバックボーンがあることは覚えおいてほしい。

さて男系男子継承主義を基本としながら女系天皇や女性天皇をも容認する草稿が存在していたことを前述した。こうした草稿作成には、サリカ法典を相続慣習としながら女王が即位したイギリスやスペインなどの事例を知っていた「外国部」系の洋学グループの関与が考えられる。しかし、島田三郎が述べたように、女帝容認論者には、「国書に通ずる者」すなわち国学者たちもいたことを忘れてはなるまい。しかしてこの代表格が、「内国部」系の横山由清であったと推測される。横山には、おそらくこの国憲編纂掛時代に書かれたと思われる、「継嗣考¹⁵」という文書が藤田によって発見された。この全文の翻刻は藤田の著作に掲載されているが¹⁶、男系男子継承主義を基本としながらも「継嗣ハ男統ヲ以テシテ女統ヲ後ニス」、「若シ男統ノ継嗣タルベキ者絶エテ無キ時ハ女子ヲ以テ大統ヲ継嗣セシメルヲ得ズ。然ル時ハ其女帝ノ配偶者ヲ設ケテ以テ其血統ヲ保続セシムベシ」と、女系天皇、女性天皇の即位を容認していることが注目される。島田が批判対象とした、女系女性容認論の国学者とは、具体的には横山を指している可能性が高い。なお想像をたくまして言えば、島田三郎にとって横山由清は同じ調査課内の別グループのリーダーにあたり、男系男子継承主義のみを主張する自身にとっては、古典考証の成果に基づく女系女性容認論者であった横山が厄介な存在では無かっただろうかと推測する。

¹⁴ 藤田大誠『近代国学の研究』（弘文堂、2007年）。

¹⁵ 萩野由之『和葦雑編』一（東京大学附属総合図書館所蔵）の冒頭にある。横山の自筆稿本ではないが、萩野由之が横山の同文書を書写したものと考えられる。なお横山の関係資料はほとんど関東大震災で消失しており、同文書の原本も所在不明である。

¹⁶ 前掲藤田著、pp.330-331。

3 近世との不連続

旧皇室典範の成立に中心的な役割を果たし、現在にまで続く皇位継の男系男子主義を規定した井上毅であるが、彼は自説の論拠として、嚶鳴社の島田三郎、沼間守一らだけではなく、国学者・小中村清矩¹⁷の意見も参考にしていた。女系女性天皇の可否については、洋学系のグループだけではなく、国学グループも意見は一枚岩ではなかったのである。1885（明治18）年に小中村が書いた「女帝考」を井上は熟読し、井上所蔵（梧陰文庫所蔵）の「女帝考」には、以下の井上による書き込みがあったことが小林宏の論文¹⁸で指摘されている。

第三章 皇統

第九条 皇位ヲ継承スルハ男系ノ男子ニ限ル

此条ノ疎證には、又清矩の著ハせる女帝考を以て尤も適当とす。

これを見れば、小中村の「女帝考」は男系男子主義を主張した文書かと思うかもしれない。しかし「女帝考」は、直接的に男系男子主義を謳ったものではなく、推古天皇から後醍醐天皇までの8人10代の女性天皇、さらに即位はしなかったが「女帝」だとされてきた「神功皇后」、「飯豊天皇」（飯豊青皇女）らの推古天皇以前の女帝2名、あわせて計10名に対して、事績と小中村による評が書かれているに過ぎない。しかしながら歴代の「女帝」たちの即位は、政治情勢等によるあくまで例外的なものであって、また次期天皇が即位するまでの中継ぎであったとする小中村の分析は、歴代の女性天皇の即位は、慣習ではなく「摂位」であったと見なすべきだとする井上の持論に根拠を与えるものであった。

小林論文では、井上が日本の伝統法とヨーロッパ法との間で共通項を探り、それを論理的に結合し、日本の伝統法の継受という名のもとで立法化したと述べられている¹⁹。もちろん井上が何の予断なく、帰納法的手続きによって共通性を見いだしていったとは考えにくいことである。皇室法の成文化において、男系男子主義は、当初から井上にとっては最も欠くべからざる原理であり、男系男子主義を前提に、日本の皇室や海外の王朝の歴史や法律のなかにその根拠を見いだしていったのが実情であろう。言い換えれば、男系男子による皇位継承を「伝統」とする際に、それまでの多様な古い「伝統」は再編され加工されていくのである。しかしこれは法務官僚であった井上に限ることであったのか。私はそうではなく、井上の主張に根拠を提供した国学者・小中村も同様であったと考える。結論から先取りして言えば、小中村「女帝考」には水戸学者・安積澹泊の『大日本史賛藪』が引かれているが、『賛藪』でのオリジナルの文章をかなり取捨選択して小中村は引用し、澹泊が言わんとした内容と相当地にズレが生じているのである。このことは従来の研究で全く言及されてこなかった点である。以下具体的に論述するが、安積澹泊『大日本史賛藪』についてはすでに旧稿²⁰で詳しく述べているので、ここでは「女帝考」の関連部分に的を絞って論じていく。

水戸学が編纂した『大日本史』では、神功皇后を本紀（天皇の伝記）ではなく后妃伝に入れたことが有名であるが、従来はその理由を女性天皇の軽視だと考える趣きが強かった。しかしこれは大きな間違いである。それではなぜ神功皇后は本紀から外されたのか。澹泊は以下のように論じた。仲哀天皇崩御の後、応神天皇が四歳で皇太子となった四歳から即位前の七十歳まで皇太子となっていた期間は、たとえ神功皇后による治世が天皇としての体裁を実際には有していたとしても、本来は応神天皇

¹⁷ 1821年～95年。本居内遠らに国学を学び、和歌山藩にて古学館教授を務めた。維新後は太政官に出仕し、大学中助教、内務省社寺局御用掛、東京大学教授などを歴任し、『古事類苑』の編集にも関与した。93年には貴族院議員となる。

¹⁸ 前掲論文。

¹⁹ 前掲論文、p.391。

²⁰ 拙稿「安積澹泊『大日本史賛藪』について」（『季刊日本思想史』81号、ベリかん社、2014年）。

がただちに即位すべきであり、神功皇后の称制を「摂政」とした舎人親王の記述は正鵠を射ている²¹。すなわち、神功皇后の称制問題は、皇位継承に於いてしかるべき皇太子がいるにもかかわらず、神功皇后がいつまでも権力に固執したことに対する批判であって、女性蔑視によって神功皇后の治世は「摂位」としてみなされたと決めつけることはできないのである。

それでは皇統における「正統」とはどのような基準で決められるのか。

澹泊は、『春秋公羊伝』隠元元年「立適以長不以賢、立子以貴不以長」という記事を根拠に、嫡子は適夫人（正妻）の子から賢不肖を問わず年長者を選び、それ以外の側室の子や姪の子の間の序列は年長少ではなく賢不肖で決まり、正妻に子があれば、どんなに優秀でも庶子は儲嗣たり得ないと考えた²²。澹泊の正統論も、世界の相統継承で一般的ないわゆる嫡長男継長制を基調としていたことを指摘したい。しかしだからといって、旧現の皇室典範のように男系男子の継承のみ認めるという考え方は採らず、澹泊は女性天皇であろうと政治的実績が優れていればその即位を正當に認める視座を有していた。「凡そ元明・元正の二帝は、内行端潔、至誠惻怛、和煦、物に及び、恭儉仁恕、天性より出づ。既に富み既に庶く、四海乂安にして、用は能く邳隆の治を致す^{おまひるものまぢ}。之を女中の堯・舜と謂ふと雖も可なり。後の人主、能く二帝の憂勤の心を体すれば、則ち大日靈貴（天照大神のこと一大川注）の、宇宙に照臨せるの徳、万世に互りて虧くること無からん。²³」と元明・元正の両女帝に対して最大級の頌辞を惜しまない。

小中村も『賛藪』での元明天皇の賛（評）を全文に近い形で引用しつつ「此の論にて義を尽くせれば、また贅せず。」と同意を示している。『賛藪』の元明天皇賛²⁴とは以下のような主旨である。すなわち、元明天皇が即位した理由は、皇太子であった首親王（後の聖武天皇）が幼少であり、君主は民衆を養い治めるものであり、幼少の君ではその務めが果たされないと考え即位したものであって、権勢を自己のものにするというような私心は全く無く、天理の公に基づいたものである、と。こうした点から見れば、小中村の「女帝考」も前代からの女帝論から引き継いだ部分があることは確かであるが、しかしあくまで統治の実績（特に民政が優れていた）に基づき、「後の人主、能く二帝の憂勤の心

²¹「仲哀、不庭を征伐し、中道に崩殂す。皇后、其の威武を奮ひて、大いに六師に誓ひ、訊を執り醜を獲て、妖氛を掃蕩し、卒に能く兵を移して、三韓を平定し、不世の勲を建つ。剛明・雄毅、古今に傑出す。諡して神功と曰ふも、溢美ならず。仲哀の崩ずるに方りて、皇后身もる有り。凱旋の日、皇子を筑紫に誕む。四歳を踰えて、策して皇太子と為し、遂に大宝を扱有すること七十年なり。舎人親王、日本書紀を修し、皇后の称制を書いて摂政と曰ふ。此れ特筆なり。後人、史を讀みて、其の義を釋ねず。徒だ其の跡のみを見て、真に即くと為し、以て皇統の世次に列するは、亦た已だ過てり。然れども、応神の降誕は、仲哀の崩後に在り。是れ宜しく立てて天子と為すべき者なるに、皇太子と為せしは、果して何の名ぞや。之をして柩の前に冊立せしむれば、則ち固より仲哀の儲式なり。崩じて四歳を踰えて冊立するは、是れ誰の儲式なるか。天下、一日も主無かるべからず。天子を立てずして太子を立つるは、名を正し実を覈ぶれば、則ち之を、真に即くに非ずと謂ふべからず。」（仲哀の氣長足姫皇后伝賛（後世神功皇后と諡す）、巻七四。『日本思想大系 近世史論集』（岩波書店、1974年）、p.74

²²「適を立つるに、長を以てし賢を以てせず。子を立つるに、貴を以てして長を以てせず。古の道なり。蓋し諸母皆同埒なれば、則ち母、子を以て貴し。嫡母の生む所は、則ち子、母を以て貴し。義並び行はれて相悖らず。故に正嫡に子有れば、則ち庶子長たりと難も、立つことを得ざるは、亦た甚だ明らかなり。」（文徳の皇子惟喬親王伝賛、巻九十一。『日本思想大系 近世史論集』（岩波書店、1974年）、pp.95-96。）

なお「立子以貴不以長」の「子」の解釈については、何休『春秋公羊経伝解詁』に依った。なお『春秋公羊経伝解詁』の現代語訳は岩本賢司『春秋公羊伝何休解詁』（汲古書院、一九九三年）を参照。

²³ 『日本思想大系 近世史論集』（岩波書店、1974年）、pp. 33～34。

²⁴「賛に曰く、文武崩ずるに臨みて、聖武尚ほ幼なり。天下、一日も君無かる可からず。故に、元明に万機を撰行せんことを請ふ。和銅の末に至り、聖武立ちて皇太子となる。年既に長じ、宜しく天位を伝ふべし。而るに詔旨に謂ふ、「年齢幼穉にして、未だ大業を負荷するに堪へず」と。迺ち位を元正に禪り、皇太子、庶政を親らするに逮びて、然る後元正之に伝ふ。皆、天理の公より出でて、一毫の私有るに非ず。其の意以為らく、「君は民の司牧なり、豈幼弱の主をして、其の職に莅ましむ可けんや」と。其の、天下を公とするの心、諸を鬼神に質して疑ひ無し。故に能く雍熙の化を致すこと、推古・持統の治に度越す。上の、仁もて漸し義もて摩く所以と、下の、家ごとに給し戸ごとに足る所以とは、凡そ人主に在りて、皆能くし難き所なり。而して母儀の徳、君臨の業は、美なりと謂ふ可し。」（元明天皇紀の賛、巻一四。『日本思想大系 近世史論集』（岩波書店、1974年）、pp. 32-33）。

を体すれば、則ち大日靈貴の、宇宙に照臨せるの徳、万世に互りて虧くること無からん。」と、元明・元正両天皇に最も高い評価を送った澹泊の見解は継承されなかった。すなわち小中村一井上のラインでは、女性天皇はあくまで次期の男性天皇が即位するまでの「節位」としての役割が強調され、その政治実績が評価の対象とされる前代までの思想的な流れとは断絶しているのである。

おわりに

特に女性天皇の即位の是非に関して言えば、女性蔑視からそれを論じる者も多く見られる。かつて法学者・横田耕一が女性天皇即位を否定する議論を類型化した際に、男系男子主義を「伝統」とする論のみならず、女性の公事担当能力が男性より劣るとする差別的な論があることも指摘した²⁵。また右派知識人からは、孝謙（称徳）天皇が道鏡を寵愛したことを過剰に強調して、女性天皇否認論を声高に叫ぶ声が上がっている。原武史が指摘している通り²⁶、孝謙天皇と道鏡のみならず、中国でも武则天と薛懷義のように、女性の政治トップによるセックス・スキャンダル（事実とは大いに異なる）をことさらに好み、またそれが女性の社会・政治進出に対して負のイメージを与え続けてきた歴史が東アジア世界には確かに存在している。しかし「北方有佳人、絶世而独立、一顧傾人城、再顧傾人国」（『漢書』孝武李夫人）というように、麗人にうつつを抜かして職務を放棄してしまうのは、圧倒的に男性が多かったのが史実である。「牝鷄之晨、惟家之索。（めんどりが鳴くときは、家が滅びる）」（『尚書』牧誓）という負の遺産は次世代には継承させるべきではなく、男女参画、ダイバーシティが、当たり前の社会規範となっている今、「男尊女卑」という未だ滅亡していない負の「伝統」（悪習）からきっぱりと縁を断ち切って、現在の社会規範を参照にしつつ、未来にわたっても適用可能な皇位継承のルールを作る必要があろう。

²⁵ 横田耕一「皇室典範」（『法律時報』48-4、日本評論社）。

²⁶ 原武史『〈女帝〉の日本史』（NHK 出版新書、2017年）。